

犬や猫、そして飼い主様がご近所から好かれるために、以下の事項を守りましょう。

1. 動物の習性等を正しく理解して飼うこと。

飼育場所を清潔に保ち、正しいしつけと健康管理をし、「におい」「鳴き声」等がご近所の迷惑にならないようにしましょう。

2. 犬や猫の繁殖制限に努めること。

必要のない繁殖はさせないように、不妊・去勢手術をしましょう。犬猫を捨てるのは犯罪です。
☆栃木市では犬猫の不妊手術の助成を行なっています。(雌犬：5,000円 雌猫：4,000円)

3. 動物による感染症の知識を持つこと。

動物由来感染症は、①咬み傷や引っ掻き傷から②口の周りや傷口をなめられて③動物の咳やくしゃみの飛沫から感染する恐れがあります。

4. 動物の所有者を明らかにするように努めること。

首輪・犬鑑札・狂犬病予防注射済票等を付け、所有者を明示しましょう。飼い犬がいなくなった場合や、迷い犬を保護した場合は、栃木県動物愛護指導センターに連絡しましょう。

栃木県動物愛護指導センター：028-684-5458

5. 犬を放し飼いにしないこと。

散歩のときも、リードを付けましょう。

6. 飼い犬が人に危害を加えた場合には届け出が必要です。

飼い犬が人を咬んだ場合など、人や財産に危害を加えた場合には、至急、栃木県動物愛護指導センターに連絡しましょう。 栃木県動物愛護指導センター：028-684-5458

7. 排泄物の処理を適切に行うこと。

散歩中に「ふん」をしたときは必ず持ち帰り、適切な方法で処分しましょう。
猫は、専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。

8. 野良猫に餌を無責任に与えないこと。

あなたが餌を与えた野良猫が、他の場所で、糞尿・花壇荒らし・車への傷等の被害を与えているかもしれません。飼い主のいない不幸な猫をむやみに増やすことにも繋がります。